

黒部川水系流域委員会 規約

第1条 (名称)

本会は、「黒部川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

第2条 (目的)

委員会は、「黒部川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「整備計画」という。)」策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、整備計画の内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 委員会は、整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条 (組織等)

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条 (委員長等)

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条 (委員会)

委員会の招集は、局長より委任された黒部河川事務所長(以下「事務所長」という。)が行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条 (情報公開)

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条 (事務局)

委員会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和3年5月11日より施行する。

黒部川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
あずま しゅういち 東 秀一	富山県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長	
いけもと りょうこ 池本 良子	金沢大学 名誉教授	
うめだ しんや 榎田 真也	金沢大学 理工研究域地球社会基盤学系 教授	
おおた みちひと 太田 道人	富山市科学博物館 専門官	
おおにし こうじ 大西 宏治	富山大学 人文学部 教授	
すずき ひろゆき 鈴木 洋之	北海学園大学 工学部 社会環境工学科 教授	
すみ てつや 角 哲也	京都大学 防災研究所水資源環境研究センター 教授	
ながもり まさゆき 永森 雅之	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	
ふくおか しょうじ 福岡 捷二	中央大学 研究開発機構 教授	
ふわ みつひろ 不破 光大	魚津水族館 学芸員	
よしだ きとこ 吉田 聡子	(一財)北陸経済研究所 地域開発調査部 研究員	

(50音順、敬称略)

令和5年11月時点